

編集後記

今から 100 年前の 1912 年の出来事がわかりますか？市民講座を受講し第一回目いきなり聞かれた。講座のタイトルは「海上通信の歴史」であったが、私は「さて～」っと。海上通信の世界では 1912 年の出来事は常識で、タイタニック号の沈没事故が起こった年だそうだ。これと通信がどう関係するのか？映画などではタイタニック号という豪華客船が冰山（流氷）と衝突・沈没し恋愛ものという捉え方であったが、この講座によるとそれ意外に現代と重なる興味深いことが多々あった。

この時代の船舶の通信事情は、昨今の携帯電話はもちろんなく、また、通信は音声を伝えるレベルでもなく、ツートン・トンのモールス信号であった。大きな船舶には通信士がいたが、昼間だけの勤務であったり、また、通信の国際的な決まりが未整備な時代でもあったようだ。冰山の存在を同じ海域を航海していた別の船がすでに発見してタイタニック号に連絡しようとしたが、技術的には通じていたが、タイタニック号の通信士は、乗客の電報を電信するのに忙しく、また、送り手も繰り返し伝えることも無しに勤務時間が終わり寝てしまったようである。真実は不明だが、残されている通信士の日記などから推測すると、冰山衝突までの通信士間のいきさつは以上のようなものである。ネット上でもこの辺のドラマは数多く紹介されている。

1912 年 4 月 14 日のタイタニック号の事故を受け同年「8 月」のロンドン会議では通信士は交代で 24 時間無線機勤務にするなど、この事故を機会に安全対策、船舶間の国際通信のルールが一気に整備されることになった。事故から 2 年後の 1914 年には「Safety of life at sea」条約が成立している。

事故後に安全対策が講じられるのは、2011 年 3 月の大地震、大津波、原発事故も同じである。過去に大津波が来たのは事実であり対策として、一部の村、自治体では大防潮堤を作ったり、先人が海から離れたこの石碑より高いところに家を建てるべしという教訓を残した例も TV 番組で紹介されていた。そして現在、2011 年 3 月の大津波、原発事故後に安全基準、設置基準などの見直しが行われている。なんらかの事故が起こるのは世の常であるが、1 万年に 1 回の確率、千年に 1 回の確率など確率が低いと安全基準もそれに応じて低く設定され、海の近くに家を建て、村や街が形成されてきた。が、一旦、大災害、大事故が起こると、

それまでは理論的な発生確率が低いという理由で無視され続けていたリスクを改めて大きく評価し直し対策を立て直す。この繰り返しにより安全な生活を求め歴史は進んでいる。しかし、次に起こる大事故がなにかは判らない。

筆者がこの講座がきっかけで知り得た特許・知財関連の話題を一つ紹介する。1900 年頃に開発され、タイタニック号でも使われていた通信機は、イタリア人のマルコーニという発明家が開発したもので、彼は商売上手な事業家でもあったそうだ。彼は会社（マルコーニ国際無線会社）を作り、通信機を単体では販売せず、通信士と通信機を抱き合わせ船舶に乗船させる方式で事業化していた。また、通信機は特許を取り他社がその通信方式では参入できない状態であった。いわゆる今でいう知財ビジネスモデルを確立していた好例である。筆者は、このように知財を絡めて利益を最大化する「ビジネスモデル」が 1 世紀以上前からあったのかと驚いた。筆者の想像であるが、手紙好き、旅好きな英国人が旅先から絵はがきを出すのが恒例であったことを思うと、タイタニック号からの電報の大半は、航海上の業務用、緊急用というより、富裕層が客船から友人知人に送ったものと思われる。また、電報に対応するのが通信会社にとって稼ぎ時であり通信会社から派遣の乗船員が「仕事熱心」なあまり、他船からの進行方向に冰山ありの無線連絡に適切に対応しなかったのではないかと推測される。その背景には当時まだ安全に対する認識が低く航海安全のための船舶間の通信のルール、通信士の役割などが曖昧であったのであろう。

特許・知財関連の話題に戻すと、「通信」という技術的性質上、マルコーニの発信機・受信機であれば、何処の国に行っても他船や陸上と交信できるとなると中継機等もそれ式になり、オセログゲームで一方が勝ち出したときのように一気にこの方式が地球上でデファクトスタンダード（標準）になる。そして、イタリアの一社独占、一人勝ち状態が進んでしまう危険が想像され、特許をつぶしにかかる国も出現した。このあたりの特許をめぐる企業ドラマは興味深い。(Y.O)



本号の巻頭言は、弁護士の村林先生にお願いした。長年知財実務に携わってこられたご経験をもとに、法令や判決の捉え方・理解の仕方についてのご意見を述べていただいた。

論文欄では、過去の重要な改正項目の中から職務発明制度、地域団体商標制度、知財信託制度の三つを取り上げ、現状と課題について考察していただいた。

職務発明制度については、久留米大学の帖佐先生に現状分析とともに法改正後の運用の在り方について考察していただいた。「手続重視論」について考察された上で、「額の合理性論」を採用すべきであると述べられている。

地域団体商標制度については、日本大学の小川先生に制度の概要、利用状況、運用状況についてご説明いただいた。その上で、現状の課題について整理していただくとともに、地理的表示の保護を求める動きが強まる中で、地域団体商標制度の在り方を考える際の視点について考察していただいた。

知財信託制度については、近畿大学の諏訪野先生に信託業に関する法令や制度の枠組みについてご紹介いただいた。そして、制度発足時の期待と現状について分析していただき、十分に活用されているとは言い難い現行制度の課題についてまとめていただいた。

いずれの論考も改正時の想定と改正後の運用について比較し、問題点や課題、そして今後の展望

について考察している。各論文で示された内容は、今後の制度運用を考える上での重要な視点を示している。

判例評釈欄では、プロダクト・バイ・プロセスクレームの解釈につき判断した平成 24 年 1 月 27 日の知財高裁判決を取り上げ、特許庁審査官及び弁護士という異なる二つの立場から、同判決について評釈をしていただいた。異なる立場からの事件の評価、示された問題点が非常に興味深い。

情報欄では、知財をめぐる国際的な動きについて紹介していただいた。

世界知的所有権機関 (WIPO) の動きに関しては、WIPO 日本事務所の夏目所長に WIPO におけるホット・イシューについて、特に開発の観点からまとめていただくとともに、WIPO 日本事務所の概要についてご紹介いただいた。

また、ASEAN 諸国の動きについては、日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所の熊知知的財産部長に、ASEAN 各国の知財制度の現状についてご紹介いただいた。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX : 03-3595-2792, E-mail : PA9305@inpit.go.jp) まで。

本誌 (第 39 号以降) の内容は、工業所有権情報・研修館の Web サイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 54 (September 2012) ©

平成 24 年 9 月 28 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話 : 03-3581-5092 FAX : 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社 太陽美術

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。